

令和3年 2月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和3年2月19日 午後2時00分 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員 11名
1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 淵 勝

欠席農業委員 なし

出席推進委員 6名
12番 川村 耕一 16番 加藤英利 24番 福田正文 25番 高村 充
28番 福田登美子 30番 神山隆治

欠席推進委員 32番 阿久津正信

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第 4号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第 5号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第 6号 農地法第18条(通知)について
- 第6 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第10号 非農地証明願について
- 第10 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第11 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、推進委員の阿久津正信委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては6名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和3年2月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

星 一 徳 議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思っております。6番江連一彦委員、7番田井哲委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料1ページをお開きください。報告第4号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年1月23日。許可日および指令番号につきましては、令和3年1月23日、日農委指令第4-9号及び10号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第4、報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料2ページをお開きください。報告第5号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年1月23日。許可日および指令番号につきましては、令和3年1月23日、日農委指令第5-46号及び47号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第5、報告第6号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹お願いします。

大 島 尚 美 副 主 幹

報告第6号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は3ページから9ページまでとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。1番及び2番は農業委員会扱いの利用権の解約、3番から10番までが日光市農業公社扱いの利用権の解約、11番及び12番が農地中間管理事業に関する解約の案件となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。報告ですが何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第6、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は意見要請活動部会が担当しております。江連部会長から全体の説明をお願いいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

江 連 一 彦 農 業 委 員

2月17日、意見要請活動部会において現地調査を行いました。班体制ですが、今回コロナ禍の感染症予防対策として密を避けるために4班体制で現地調査を行いました。第1班は神山隆治委員と星会長、事務局から沼尾事務局長。第2班は川村耕一委員、加藤英利委員、事務局から川村主任。第3班は高橋和子副部会長、福田正文委員、事務局から赤松係長。第4班は高村充委員と私江連、事務局から大島副主幹です。申請案件については3条が3件、5条申請が6件、非農地証明願が3件です。報告は、農地法第3条の規定による許可申請についての議案第8号1番を事務局、2番を高村充委員、3番を高橋和子副部会長。農地法第5条の規定による許可申請については、議案第9号1番を神山隆治委員、2番を川村耕一委員、3番と4番を加藤英利委員、5番を福田正文委員、6番を川村耕一委員であります。非農地証明願については、議案第10号1番を私江連、2番を高村充委員、3番を福田正文委員が行いますので、よろしく申し上げます。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

総会資料10ページ、議案第8号の1番ですが、本申請は日光市高原地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は高原地内のスキー場から北西へ約1.5キロメートルに位置した場所です。日塩有料道路もみじラインから左折して北西に1.3キロメートルほど進んだ付近に申請地があります。申請地は9筆で、登記簿地目及び現況ともに全て畑となっております。今回の申請は、親から子への贈与となります。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族4人でホウレンソウを作付けしております。農地取得後もホウレンソウの栽培を行う予定です。利用権はあり

ません。こちらが2月7日撮影の現地の写真です。申請地は全て適正に管理されている事が確認できます。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。この件について、ご意見等がございましたらお受けいたします。なぜ贈与なのですか。

鯉 沼 慶 主 査
星 一 徳 議 長

相続まで残さず今のうちに贈与でやっておきたいとの話でした。

ほかにご意見等はございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高村充推進委員挙手)

はい、高村推進委員。

高 村 充 推 進 委 員

私は議案第8号の2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市土沢地内、JR日光線下野大沢駅から市道を北東に500メートルほど進んだ左手に位置した場所です。登記簿地目は畑、現況は田です。こちらの写真のように、譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻の作付けをしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、この件について何かございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

次に、3条の3番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、2番石下富士男農業委員の退席を求めます。

(石下富士男農業委員退席 午後2時36分)

それでは担当委員の報告を求めます。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋和子委員。

高橋和子農業委員

私は議案第8号の3番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市嘉多蔵地内、塩野室地区センターから南西へ約1.3キロメートルに位置した場所です。塩野室郵便局前交差点から南へ1.3キロメートルほど進み、右折して南西へ900メートルほど進んだ西側に入った所と、さらに南西200メートルの所に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに田です。契約内容は売買です。譲受人は所有する農地を適切に管理し、家族2人で水稻、ソバの作付けをしております。農地取得後も水稻の作付けを行う予定です。利用権は今月解約が出ております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可することに問題ないものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

江連一彦農業委員

はい、江連部会長。

星一徳議長

部会としても何ら問題ないと見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

田井哲農業委員

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

石下富士男農業委員の着席を許可いたします。

(石下富士男農業委員着席 午後2時40分)

星一徳議長

日程第7、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆治推進委員挙手)

神山隆治推進委員

はい、神山隆治委員。

私は議案第9号の1番を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市足尾地内におきまして、自動車整備事業用地を目的とした転用案件です。なお、本申請ですが現在自動車やタイヤ等を置いて使用していることから始末書付きの申請となっております。原橋から国道122号線を西へ500メートルほど進んだ右手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。こちらの写真のとおり自動車等が置かれていました。周囲の状況は東側・北側及び南側は道路、西側は宅地です。申請人の会社は、自動車、バイク、自転車の販売及び修理を主な業務とする平成3年に設立された有限会社です。今般、申請地を借り受け自動車整備事業用地として利用したく申請するものです。現地には貸し人が立ち会い、杭打ちがされておりました。給排水は無く、雨水は敷地内浸透といたします。総事業費はありません。なお、この申請地ですが遺跡区域のため、申請者が日光市教育委員会に問い合わせをしたところ、矢じりなどが出てきた場合は教育委員会に連絡して欲しいとの回答であったという事です。こちらが道路122号線側から撮った写真で、遺跡指定区域になっているところです。隣の畑の所有者から転用の同意を受けてい

ます。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

江連一彦農業委員

申請地の一部を利用していた事に関しては始末書が提出されています。もう1件、説明がありました遺跡の関係については、農業委員会としても教育委員会に確認が必要だろうという事で事務局が確認を取っていますので説明をお願いします。

星 一 徳 議 長

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

文化財課に電話で確認したところ、原遺跡という事ですが、申請者は現在造成などを考えていないため、そのまま使って大丈夫ですが遺跡が出た時は連絡してくださいと説明したそうです。但し使い難いという事で、今後造成、掘削等をする場合は必ず文化財課に連絡くださいと言っていました。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。因みにどんなものが出るのですか。

矢じり等と聞いていますが、具体的な話は出ませんでした。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連部会長。

江連一彦農業委員

事務局の説明がありましたが、本人が確認した時は、遺跡が出た時は報告するようと言われたそうですが、事務局の説明では造成するときは連絡するようという事で少しニュアンスが異なると思います。許可を出すときに知らせた方が良いでしょうのでよろしくお願い致します。

星 一 徳 議 長

事務局が確認した内容を農業委員会として示したいと思います。

田 井 哲 農 業 委 員

一般的に埋蔵地を動かすときは申請しなければならない事になっています。土地改良も同様で、動かす時にその地域が指定になっていると、文化財関係者が来て掘削をします。何も無いと認められれば造成して良いのですが、認められない場合はそこでストップになります。それなので動かす時には申告してくれという意味だと思いますが、その部分については教育委員会からはっきりとした文書を貰い、添付して示した方が親切だと思います。

星 一 徳 議 長

それでは事務局はそのところを丁寧に、農業委員会としては農地法に基づく意見書を付けてください。ほかにご意見はございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは番号1番については、ただいま指摘がありましたように始末書が添付されている事と意見書を付けるという事を踏まえていただきまして採決を行います。5条1番につきましてこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

はい、川村委員。

川村 耕一 推進委員

私は議案第9号の2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申出地等は申請のとおりです。本申請は日光市瀬川地内におきまして、進入路を目的として転用する案件です。申請地は東武鉄道上今市駅から西に180メートルほど進んだ右手の場所です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は北側・東側は農地で南側は道路、西側は宅地です。現地には譲渡人と譲受人が立ち会いました。申請地は瀬川●●番・●●番及び●●番に入る道路がなく耕作に支障をきたしているため、今般申請地を買い受け進入路として利用する計画で杭打ちがしてありました。申請地は砂利敷きをした進入路として利用します。雨水は敷地内浸透処理いたします。総事業費は自己資金で賄い金融機関の残高証明書が添付されております。こちらの写真のように現時点では一面が田のようになっていますが、こちらが青地で水路が回っています。こちらは道路側から見た申請地です。以上の事から周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連一彦農業委員

この案件は特に問題はないとの部会の見解です。ご審議の程宜しくお願いたします。

星 一 徳 議 長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、意見要請活動部会以外の委員の方のご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井 哲 農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番及び4番について担当委員の報告を求めます。なお、番号3番及び4番については関連がありますので、一括説明をお願いします。

(加藤英利推進委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利推進委員

議案第9号の3番及び4番を一括説明いたします。本申請は日光市今市本町地内におきまして、分譲地を目的とした5条申請です。日光市役所から南約170メートルに位置します。日光市役所の前の交差点を左折し、最初の交差点を右折、120メートルほど進み左折したところが申請地です。写真のこちらが3番の申請地こちらが4番の申請地で、こちらに分譲地を造る計画です。登記簿地目は田、現況は畑です。東側・南側及び西側が宅地、北側は市道と宅地です。現地には譲渡人と譲受人と行政書士が立ち会いました。付近の住宅が建った時に上下水道が整備されているのでそちらを利用します。こちらが北側から見た写真でこちらが西側から撮った写真です。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連一彦農業委員

この案件は周囲に農地が無いという事で、部会としても問題ないという見解です。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳議長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番及び4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番及び4番についてはこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(福田正文推進委員挙手)

はい、福田正文委員。

福田正文推進委員

私は議案第9号の5番を担当いたしました。本申請は日光市土沢地内におきまして、建築条件付き分譲地を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は土沢のコンビニエンスストアから北東約60メートルに位置します。コンビニエンスストアから通称りんご街道を東へ進んだ左手に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は東側と西側が宅地、南側は宅地と畑、北側は公衆用道路です。現地には譲渡人と譲受人と土地家屋調査士が立ち会い、境界に杭打ちがされておりました。境界の周囲は隣接土地に影響を及ぼさないように土留めの擁壁を設けます。また、隣接する畑の所有者には転用承諾の同意を受けています。今般、申請地を買い受け分譲地として造成して業務を行いたく申請するものです。申請地を2区画にした分譲計画です。雨水は敷地内に浸透柵施設を設置し、敷地内浸透処理、汚水・雑排水は公共下水道を利用し給水は市水道を利用します。資金計画は自己資金で賄い金融機関の残高証明書が添付されております。先程の市内業者ですが、同様の事業実績がございます。許可日は令和元年7月22日に日農指令第5-21号、工事の進捗ですが令和3年1月12日、3区画中3区画とも売買が完了しております。こちらは道路側から撮った写真です。写真には機械が映っていますが、この部分に果樹がありその木を切った後の片付けをするために機械が入っていました。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長から報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋和子委員。

高橋和子農業委員

ここは第2種農地で、特に問題はないと思われま。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について、意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のと

おり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。

(川村耕一推進委員挙手)

はい、川村委員。

川村 耕一 推進委員

私は議案第9号の6番を担当いたしました。本申請は日光市大桑町地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申出地等は申請のとおりです。位置図ですが、東武鉄道大桑駅から北へ約120メートルに位置します。東武鉄道大桑駅から北へ100メートルほど進み右折して115メートルほど進んだ左手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は北側・東側及び西側はともに宅地です。南側は道路です。現地には行政書士が立ち会いました。申請人は現在妻とアパートに住んでいますが、現在の住まいでは手狭であり、また高齢となる両親の手助けをたく、今般申請地を譲り受け一般住宅として利用するための杭打ちがしてありました。申請地には二階建て住宅と車両駐車スペースを設け、申請地及び隣接する雑種地の東側部分幅1メートルを建築敷地として利用する計画です。給水は市水道、汚水・雑排水は下水道を利用、雨水は敷地内浸透処理いたします。こちらの写真のように一部土台がコンクリートになっているため始末書が添付されています。総事業費は融資で賄い金融機関の融資証明書が添付されております。これは道路側から見た写真で塀の内側になります。以上の事から周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連 一彦 農業委員

始末書付きであります。部会の中では問題ないだろうという見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。番号6番について、意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井 哲 農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号6番は始末書が付いていることを踏まえまして、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第8、議案第10号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連 一彦 農業委員

私は議案第10号の1番を担当いたしました。本申請は日光市木和田島地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申

請のとおりです。位置図による説明ですが、新里街道から小松原十文字手前300メートルを左折し、南西へ100メートルほど進んだ右手が願出地です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。この赤い部分は平成12年のキノコ栽培室建設に伴い所々に土留めを行いました。その工事の際、隣接農地に約10センチメートル弱越境してしまったという事で今回その部分の非農地証明願が出たという事です。平成12年の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。したがって部会においても証明することに問題はなとの見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。部会の見解を含めて報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

先月議案がありましたと同じ申請者ですか。

星 一 徳 議 長

事務局説明願います。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

同じ申請者で、その5条転用が出たのですが、事業費を借入金で賄うという事で、そこに農地があったのでは金融機関から借入れが出来ないため急いで申請が出されたものです。

星 一 徳 議 長

他にご意見はございますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会も宜しいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は、この原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高村充推進委員挙手)

はい、高村委員。

高 村 充 推 進 委 員

私は議案第10号の2番を報告いたします。本申請は日光市小倉地内において駐車場として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明ですが、JR日光線文挾駅から南へ700メートルほど進んで右折したところが願出地です。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側は雑種地、西側は道路、南側と北側は畑です。願出地は昭和60年に株式会社が隣接する土地を購入し、駐車場・資材置場・通路として利用していました。その際願出地も含めて駐車場として利用。その後現在の砂利敷・フェンス等を設置して現在まで約35年にわたり利用しています。こちらが雑種地、こちらが畑です。また、願出地の所有者はすでに亡くなっており、相続人全員が相続放棄しているため願出人は相続財産管理人の弁護士となっており、裁判所から相続財産管理人に選任する謄本の写しが添付されています。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、35年以上経過しております。周りに及ぼす影響は無いものと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について江連部会長から報告願います。

- (江連一彦農業委員挙手)
はい、江連部会長。
江連一彦農業委員 周辺農地への影響はないとの部会の見解です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
- 星一徳議長 報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたしますが、弁護士について事務局から説明願ひます。
- (鯉沼慶主査挙手)
はい、鯉沼主査。
鯉沼慶主査 今回の申請地ですが、土地の所有者が既に亡くなっておりまして相続人全てが相続放棄をしている状況です。そのため、相続財産管理人としてこちらの弁護士が裁判所から選任されて、その謄本の写しを添付した申請となっております。
- 星一徳議長 ただいまの説明を踏まえて、何かありましたらご意見等をお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
それでは、考証部会からのご意見を伺いたしたいと思います。本件に関して何かございますか。
- 田井哲農業委員
星一徳議長 ございません。
- 星一徳議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。
- 星一徳議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(福田正文推進委員挙手)
はい、福田正文推進委員。
福田正文推進委員 私は議案第10号の3番についてご説明いたします。本申請は日光市土沢地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図、案内図による説明については、先ほど私が説明した5条申請と隣接する場所になりますので案内説明は省略させていただきます。登記簿地目は畑です。周囲の状況は、東側が畑、西側と南側は宅地、北側は道路です。願出地は昭和48年に納屋が建てられて以来、隣接する宅地と一体的に利用され現在に至っております。現地には願出人と土地家屋調査士が立ち会い杭打ちがされておりました。写真のこちらが先程の5条申請です。昭和50年撮影の空中写真が添付されておりますので47年以上経過しております。以上の事から証明することに問題はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。
- 星一徳議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長から報告願ひます。
(高橋和子農業委員挙手)
はい、高橋和子副部会長。
高橋和子農業委員 部会では証明することに妥当との見解です。ご審議の程宜しくお願ひいたします。
- 星一徳議長 報告及び現地調査後の部会報告が終わりました。意見要請活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
それでは、考証部会からのご意見を伺いたしたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員長
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

沼尾洋克事務局長

審議の時間が1時間半を超えておりますのでここで休憩にしては如何でしょうか。

星一徳議長

ただ今そのような申し出がありました。よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それではここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時36分～午後3時45分)

星一徳議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第11号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転及び利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は15ページとなります。今月の所有権移転の件数は2件で、面積合計は7筆で16,266平米です。譲渡人・譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に利用権設定の案件ですが、総会資料は16ページから25ページまでになります。件数は18件、面積合計は82筆で159,716平米となります。内訳は全て新規で日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま説明が終わりました。ここで議長を交代いたします。

星一徳議長
福田絹江職務代理者

それでは議長を交代いたします。ただいま説明が終わりました。はじめに利用権設定の18番について、審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、星一徳農業委員の退席を求めます。

(星一徳農業委員退席 午後3時48分)

この件についてご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第11号のうち、利用権設定の18番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の番号18番については、こ

の原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。
星一徳農業委員の着席を許可いたします。

(星一徳農業委員着席 午後3時50分)

福田絹江職務代理者
星一徳議長

ここで議長を交代いたします。
それでは利用権設定の18番以外の案件について審議いたします。ご質問等
ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第11号の
18番以外の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』
することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第11号「農業経営基盤強化促進法
第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」の18番以外
の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』するこ
とに決しました。

星一徳議長

日程第10、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
の2（農地利用計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説
明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地
利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案につ
いては、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、
基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した農
用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は2
6ページから28ページまでになります。件数は4件、面積合計は15筆で1
8,703平米となります。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の
住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議をよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ただいま事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。公告ですの
でよろしいですか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。議案
第12号は、原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第12号は原案のとおり『決定』す
ることに決しました。

星一徳議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしま
した。

これをもちまして、令和3年2月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後3時55分

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員